

死亡労働災害が多発しています

一既に昨年1年間の発生件数超え一

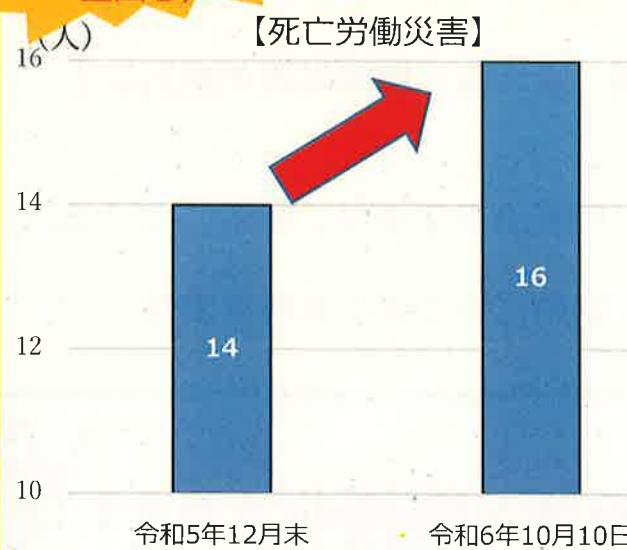
新潟県労働災害防止緊急取組強化期間 11/1~11/30

令和6年の新潟県内の死亡労働災害は16件と既に令和5年1年間の死亡労働災害発生件数（14件）を超えてます。（令和6年10月10日時点）

急増する死亡労働災害に歯止めをかけるため、令和6年11月1日から11月30日を「新潟県労働災害防止緊急取組強化期間」に設定し、労働災害防止の徹底を図ることとしました。

事業主の皆様におかれましては、法令の遵守はもとより、作業の一つひとつを安全に行い、指差し呼称や合図等による確認を徹底していただきますようお願いします。（裏面のチェックシートをご活用下さい）

急増！
(前年を上回る)



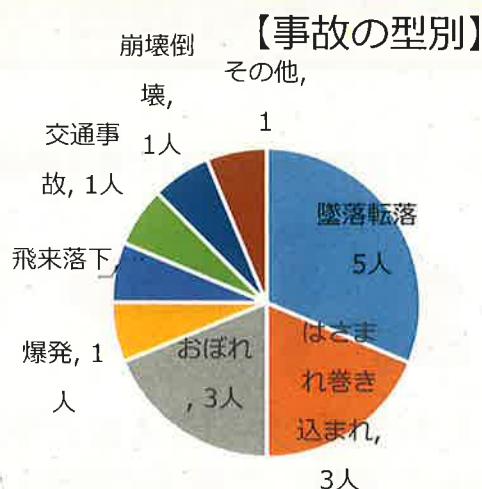
死亡労働災害の半数が
「墜落・転落」又は
「はさまれ・巻き込まれ」
によるもの



新潟労働局・労働基準監督署

○業種内訳は、建設業7人、
製造業4人、運送業、漁業、
商業、廃棄物処理業、その他
各1人となっています。

R6死亡災害一覧 (新潟労働局HP)



職場の安全対策を再点検しましょう（安全点検チェックシート）

- 高所等で墜落・転落のおそれのある箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けている。
- 交通誘導に従事する労働者の交通事故防止対策を講じている。
- 車両系建設機械等の転倒防止対策及び労働者との接触防止対策を講じている。
- 貨物自動車の荷台または荷の上での作業において墜落防止対策を講じている。
- 作業手順書、作業マニュアル等を作成・整備し、当該作業手順とおりに作業が行われている。
- クレーン等資格を必要とする業務には有資格者を就かせている。
- 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に特別教育を実施している。
- 作業内容に応じた適正な服装、保護帽、墜落制止用器具等を選択して使用している。
- 機械・設備・玉掛け用具等の定期点検、日常点検を確実に実施している。
- 雇入れ時、新規入場者及び作業内容変更時に安全衛生教育を実施している。



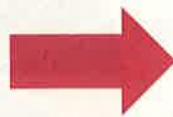
令和7年1月1日から

労働者死傷病報告の電子申請が義務化されます！



※当面の間、書面申請も可能です。

パソコン、スマホから記入して電子申請



帳票入力支援サービスをご利用ください
(e-Govに連携して電子申請を行います)

安全衛生帳票入力支援サービス

(<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>)